

第3期松江市スポーツ推進計画の策定方針について

1. スポーツ推進計画について

- ・本市のスポーツの推進に関する計画を定めるもの(スポーツ基本法第10条 努力義務)
- ・現在の計画(第2期)は、スポーツと健康づくりや観光振興などを結び付け、スポーツを通じたまちづくりを分野横断的に進めていく計画として、令和2年3月に策定。

2. 第3期松江市スポーツ推進計画の策定方針(基本的な考え方)

(1) 基本理念

松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」との整合を図り、
「スポーツが松江の存在感を高めた」と市民が実感できる取組を進め、
「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の実現を目指すものとする。

(2) 計画期間

令和7(2025)年度～令和12(2030)年度(6カ年)とする。

理由 次回の改定は、松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」に続く次期・総合計画及び2030年島根かみあり国スポ・全スポの成果・実績を踏まえて行うため、令和12(2030)年度を最終年度とする。

(3) 市民ニーズの反映

スポーツ推進審議会、教育委員会における意見のほか、アンケート調査やヒアリング調査を通じて、市民や関係団体の実態やニーズを踏まえ、本市の実情に沿った実現可能な計画とする。

(4) SDGsの視点

SDGsによる視点を盛り込み、各施策とSDGsの17の目標との関連性を分かりやすく明示する。

(5) 評価指標の設定

計画の進捗状況を適切に反映できる評価指標(KPI)を可能な限り設定する。